

(写)

柏監第225号

令和7年8月22日

柏市長 太田和美様

柏市監査委員	高橋秀明
柏市監査委員	小栗一徳
柏市監査委員	村越誠
柏市監査委員	塚本竜太郎

令和6年度柏市健全化判断比率等審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2条第1項の規定により審査に付された令和6年度柏市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和 6 年度

柏市健全化判断比率等審查意見書

柏市監査委員

目 次

令和 6 年度 柏市健全化判断比率審査意見	1
1 審査の種類	1
2 審査の対象	1
3 審査の着眼点	1
4 審査の主な実施内容	1
5 審査の期間及び質疑日・質疑実施場所	1
6 審査の結果	2
7 各比率の状況	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	3
(3) 実質公債費比率	3
(4) 将来負担比率	4
(参考) 柏市健全化判断比率等の算定対象となる会計の範囲	5
令和 6 年度 柏市資金不足比率審査意見	6
1 審査の種類	6
2 審査の対象	6
3 審査の着眼点	6
4 審査の主な実施内容	6
5 審査の期間及び質疑日・質疑実施場所	6
6 審査の結果	6
7 各公営企業会計における資金不足比率の状況	7

凡 例

- 比率(%)は、総務省が示す健全化判断比率等の算定方法に基づき、原則として小数点以下第2位または第3位を切り捨てて表示した。
- ポイントとは、比率(%)間の単純差引数値である。
- 表中の該当数値なしの場合は、「-」で表示した。
- 表中の負数は、「△」で表した。
- 文中の金額は千円単位で表示したが、単位未満を四捨五入した。

令和 6 年度 柏市健全化判断比率審査意見

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による健全化判断比率審査

2 審査の対象

法第 2 条で定義する次の比率（以下総称して「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

3 審査の着眼点

柏市監査等実施要領 4(2)別項第 10 節「健全化判断比率等審査の着眼点」に定める着眼点のほか、令和 7 年度年間監査計画に位置付けられた重点審査項目を踏まえた着眼点を用いた。

4 審査の主な実施内容

令和 6 年度健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数、所管部署から提出された関連資料との突合及び関係職員からの説明聴取等により、以下の視点から行った。

- (1) 健全化判断比率は、法令等に則して正確に算定されているか。
- (2) 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

5 審査の期間及び質疑日・質疑実施場所

(1) 期間

令和 7 年 5 月 30 日から令和 7 年 8 月 12 日まで

(2) 質疑日・質疑実施場所

令和 7 年 8 月 12 日

柏市役所本庁舎 4 階 403 会議室

6 審査の結果

審査は、柏市監査基準に準拠し実施した。その結果、審査に付された健全化判断比率は、関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

また、健全化判断比率は、財政健全化計画の策定が義務付けられる基準として国が定める「早期健全化基準」を下回っていることが認められた。

7 各比率の状況

近年の健全化判断比率の推移は、次のとおりである。

なお、比率の算定対象となる会計の範囲は、5ページの図を参照されたい。

(単位：%)

	4年度	5年度	6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△ 6.99)	— (△ 5.63)	— (△ 5.59)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	— (△ 27.70)	— (△ 27.08)	— (△ 26.88)	16.25	30.00
実質公債費比率	2.0	1.1	1.2	25.0	35.0
将来負担比率	— (△ 47.1)	— (△ 50.1)	— (△ 45.0)	350.0	

* 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字収支のため比率は算定されておらず「—」表示となる。将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能財源等が上回ったことから比率は算定されておらず「—」表示となる。参考のため財政部財政課提出「健全化判断比率等審査資料」から算出される数値を括弧内に掲載した。

(1) 実質赤字比率

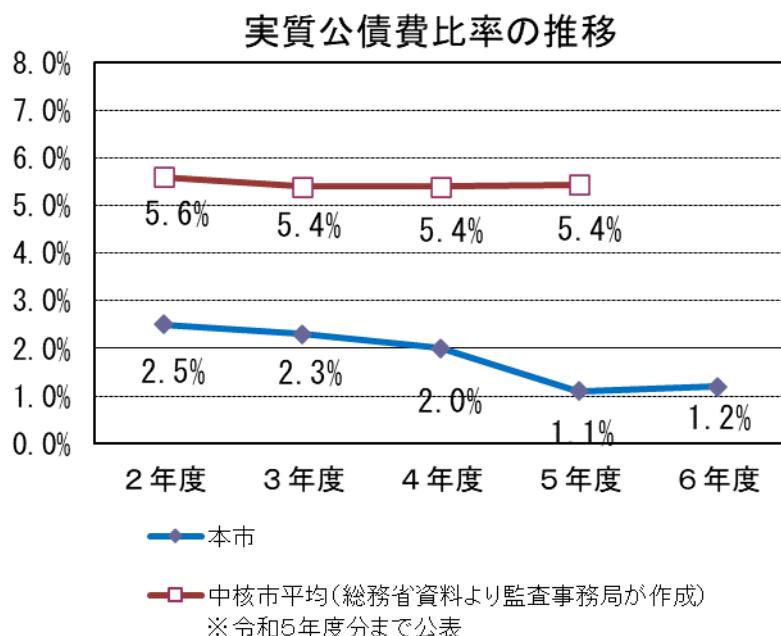
一般会計等における実質収支の赤字額の標準財政規模に対する比率、すなわち一般会計等の赤字額が標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模に対してどれくらいの割合になるのかを示したものであり、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。令和6年度の市の一般会計等の実質収支は5,022,296千円の黒字となったことから、実質赤字比率は算定されなかった。

(2) 連結実質赤字比率

市の全会計における実質収支の赤字額（公営企業会計は資金の不足額）の合計の標準財政規模に対する比率、すなわち全ての会計の赤字額が標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模に対してどれくらいの割合になるのかを示したものであり、地方公共団体全体の財政運営の悪化の度合いを示す指標である。令和6年度の市の実質収支は全ての会計において黒字となり、その実質収支額及び資金剰余額の合計は24,130,286千円となったことから、連結実質赤字比率は算定されなかった。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が決算年度に負担する地方債等の元利償還金及びこれに準ずる経費の合計の標準財政規模（基準財政需要額に算入される公債費等を除く。）に対する比率、すなわち借入金の返済額などが標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模に対してどれくらいの割合になるのかを示したものであり、地方公共団体の実質的な公債費負担の規模を示す指標である。直近の3か年における算出値の平均により算定した市の実質公債費比率は、前年度を0.1ポイント上回り、1.2%となった。



(4) 将来負担比率

一般会計等が将来にわたって負担すべき実質的な負債の総額の標準財政規模（基準財政需要額に算入される公債費等を除く。）に対する比率、すなわち地方債残高や債務負担行為に基づく支出、職員の退職金などが標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模に対してどれくらいの割合になるのかを示したものであり、地方公共団体の実質的な負債の規模を示す指標である。令和6年度の市の将来負担比率は、地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額などの将来負担額 110,682,570 千円に対して、財政調整基金や都市計画税等の充当可能財源等 147,779,815 千円が上回ったことから、将来負担比率は算定されなかった。

(参考) 柏市健全化判断比率等の算定対象となる会計の範囲

健全化判断比率等の対象範囲

一般会計				将来負担比率	
(普通会計等)	一般会計等に属する特別会計	柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計			
		学校給食センター事業特別会計			
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計			
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計			
		介護保険事業特別会計			
		後期高齢者医療事業特別会計			
		介護老人保健施設事業特別会計			
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用企業	病院事業会計	実質赤字比率	
			水道事業会計	連結実質赤字比率	
			下水道事業会計	資金不足比率 (会計ごとに算定)	
		用法企非適	公設総合地方卸売市場事業特別会計	実質公債費比率	
一部事務組合・広域連合		東葛中部地区総合開発事務組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 千葉県市町村総合事務組合 千葉県後期高齢者医療広域連合 北千葉広域水道企業団			
地方公社・第三セクター等		柏市土地開発公社 柏市まちづくり公社 柏市医療公社 柏市みどりの基金 千葉県信用保証協会 他			

* (出典) 財政部財政課「令和5年度決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率について」

* 表中の「法適用企業」とは地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用企業」とはそれ以外の公営企業である。

令和 6 年度 柏市資金不足比率審査意見

1 審査の種類

法第 22 条第 1 項の規定による資金不足比率審査

2 審査の対象

法第 22 条第 2 項で定義する資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

柏市監査等実施要領 4(2)別項第 10 節「健全化判断比率等審査の着眼点」に定める着眼点のほか、令和 7 年度年間監査計画に位置付けられた重点審査項目を踏まえた着眼点を用いた。

4 審査の主な実施内容

令和 6 年度資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数、所管部署から提出された関連資料との突合及び関係職員からの説明聴取等により、以下の視点から行った。

- (1) 資金不足比率は、法令等に則して正確に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

5 審査の期間及び質疑日・質疑実施場所

(1) 期間

令和 7 年 5 月 30 日から令和 7 年 8 月 12 日まで

(2) 質疑日・質疑実施場所

令和 7 年 8 月 12 日

柏市役所本庁舎 4 階 403 会議室

6 審査の結果

審査は、柏市監査基準に準拠し実施した。その結果、審査に付された資金不足比率は、関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

また、いずれの公営企業会計における資金不足比率についても、経営健全化計画の策定が義務付けられる基準として国が定める「経営健全化基準」を下回っていることが認められた。

7 各公営企業会計における資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に対してどれくらいの割合になるかを示したものであり、公営企業の経営の悪化の度合いを示す指標である。

近年の市の資金不足比率の推移は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	資金不足比率			経営健全化基準
	4年度	5年度	6年度	
法適用	病院事業会計 — (△41.3)	— (△48.5)	— (△53.4)	20.0
	水道事業会計 — (△137.7)	— (△149.3)	— (△125.7)	
	下水道事業会計 — (△75.7)	— (△94.1)	— (△103.1)	
法非適用	公設総合地方卸売市場事業特別会計 — (△30.8)	— (△21.7)	— (△28.1)	

* 上表における資金不足比率は、いずれも資金不足額が発生しなかったため、当該比率は算定されておらず「—」表示となる。参考のため、財政部財政課提出「健全化判断比率等審査資料」から算出される数値を括弧内に掲載した。

市において資金不足比率の算定対象となるのは、病院事業、水道事業、下水道事業（以上、地方公営企業法の全部又は一部適用）及び公設総合地方卸売市場事業（地方公営企業法非適用）の4事業に係る公営企業会計であるが、全ての公営企業会計において資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率は算定されなかった。